

秋田県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十号

秋田県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県産業廃棄物税条例施行規則（平成十五年秋田県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十五条」を「第十五条第一項」に、「第四百四十四条の四十八第四項」を「第四百四十四条の四十八第五項」に、「第七百三十三条の十八第五項」を「第七百三十三条の十八第七項」に、「第七百三十三条の十九第四項」を「第七百三十三条の十九第五項」に、「第七百条の六十四第一項」を「法第七百条の六十四第一項」に、「様式第七十号その二」を「様式第三十九号その二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。